

様式第21（一般則第37条関係）

様式第21（液石則第38条関係）

×受付入力	年 月 日	×担当
×決裁入力	年 月 日	
×データ更新	年 月 日	

高圧ガス販売事業届書	一 般 液 石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（販売所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地 〒 —			
販売所所在地 〒 —			
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所 —
	F a x 番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

(別紙1)

## 販 売 計 画 書

### 1 届出の内容 (○で囲む)

新規届出 ・ 移転による新規届出 ・ 法人化 ・ 譲渡

### 2 販売の目的

(1) 用 途： 溶接 ・ 溶断 ・ 化学工業用 ・ 冷媒  
消火設備用 ・ その他 ( )

(2) 形 態： 容器 ・ ローリー ・ 導管 ・ 貨車 ・ 船舶

(3) 販売区域：

### 3 販売するガスの種類及び販売方法

区 分	ガ ス 名	圧縮・液化	最大貯蔵量	販売の方法
特殊高压ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他 ( )
可燃性・毒性ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他 ( )
毒性ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他 ( )
可燃性ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他 ( )
液化石油ガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他 ( )
酸素		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他 ( )
その他のガス		圧縮・液化		直送・借受・貯蔵 その他 ( )

<注>直送：自社は受発注を行うのみで、容器の授受・運搬等について他社に委ねる。

借受：自社で容器の授受・運搬等が行うが、容器置場を持たず、他社の容器置場を借受ける。

貯蔵：自社で容器置場を持ち、容器の授受・運搬等を行う。

◎貯蔵施設がある場合は貯蔵量を記載 (貯蔵量 m<sup>3</sup> (Kg) )

◎販売所の位置図及び貯蔵施設は貯蔵の方法を記載した見取図を添付すること。

(別紙2)

販売業者等に係る技術上の基準（法第20条の6第1項）に関する事項  
 （一般高圧ガス保安規則第40条の技術上の基準に対応する事項）

条 項	対 応 事 項	備 考
台帳の作成 第40条第1号	高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を作成し、取引継続中は保管します。	添付資料 No.
容器の状態 第40条第2号	充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、漏洩していないものを使用します。	添付資料 No.
容器検査合格 月からの経過 期間 第40条第3号	<p>圧縮天然ガスの充てん容器等の引渡しは、容器の刻印等において示された月（容器検査合格月）の前月の末日から起算した次の期間から、6月以上経過していないもので、その旨を明示したものを使用します。</p> <p><input type="checkbox"/> 溶接容器、超低温容器及びろう付け容器（溶接容器等） 経過年数20年未満：5年、経過年数20年以上：2年</p> <p><input type="checkbox"/> 耐圧試験圧力が3MPa以下で、内容積が25L以下の溶接容器等で、昭和30年7月以降に容器検査、放射線検査に合格したもの 経過年数20年未満：6年、経過年数20年以上：2年</p> <p><input type="checkbox"/> 一般継ぎ目なし容器：5年</p> <p><input type="checkbox"/> 一般複合容器：3年</p> <p><input type="checkbox"/> 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器 経過年数4年以下：4年、経過年数4年を超える：2年1月</p> <p><input type="checkbox"/> アルミニウム合金製スクーバ用継ぎ目なし容器：1年1月</p> <p><input type="checkbox"/> 自動車に装置された状態で液化石油ガス自動車燃料装置用容器 経過年数20年未満：6年、経過年数20年以上：2年</p>	添付資料 No.

条 項	対 応 事 項	備 考
圧縮天然ガス 消費設備  第40条第4号	<p>圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、圧縮天然ガスの消費のための設備について次の基準に適合することを確認します。</p> <p>イ 充填容器等を置く位置から2 m以内にある火気を遮る措置を講じ、屋外に置く。</p> <p>ロ 充填容器等には湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じる。</p> <p>ハ 充填容器は、常に40℃以下に保つ。</p> <p>ニ 充填容器等（内容積5L以下を除く）は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じる。</p> <p>ホ 充填容器等と閉止弁との間は、次の基準に適合する調整器を設ける。</p> <p>(イ) 調整器（高圧側）の耐圧性能・気密性能は容器の刻印等に示された耐圧試験にて加える圧力以上の圧力で行う耐圧試験及び気密試験（耐圧試験の3/5以上の圧力）に合格</p> <p>(ロ) 調整器（生活の用に供するガスに限り、閉止弁から最も近いもの）の調整圧力が2.3kPa以上3.3kPa以下で、閉そく圧力が4.2kPa以下</p> <p>ヘ 充填容器・調整器間の配管は充填容器等の刻印等に示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器・閉止弁間は0.8MPa（長さ0.3m未満のものは0.2MPa）以上の圧力で行う耐圧試験に合格する配管を使用する。</p> <p>ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器を接続するときは、ホースバンドで締め付ける。</p> <p>チ 調整器と閉止弁との配管は4.2kPa以上の圧力で行う気密試験に合格する。</p>	添付資料 No.
圧縮天然ガス 配管の気密試験  第40条第5号	<p>圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売するものは、配管の気密試験のための設備を備える。</p>	添付資料 No.

(別紙3)

販売業者等に係る技術上の基準（法第20条の6第1項）に関する事項

(液化石油ガス保安規則第41条の技術上の基準に対応する事項)

台帳の作成 第41条第1号	<p>高压ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を作成し、取引継続中は保管します。</p>	添付資料 No.
容器の状態 第41条第2号	<p>充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、漏洩していないものを使用します。</p>	添付資料 No.
容器検査合格 月からの経過 期間 第41条第3号	<p>充填容器等の引渡しは、容器の刻印等において示された月（容器検査合格月）の前月の末日から起算した次の期間から、6月以上経過していないもので、その旨を明示したものを使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 溶接容器、超低温容器及びろう付け容器（溶接容器等） 経過年数20年未満：5年、経過年数20年以上：2年</li> <li><input type="checkbox"/> 耐圧試験圧力が3MPa以下で、内容積が25L以下の溶接容器等で、昭和30年7月以降に容器検査、放射線検査に合格したもの 経過年数20年未満：6年、経過年数20年以上：2年</li> <li><input type="checkbox"/> 一般継ぎ目なし容器：5年</li> <li><input type="checkbox"/> 一般複合容器：3年</li> <li><input type="checkbox"/> 自動車に装置された状態で液化石油ガス自動車燃料装置用容器 経過年数20年未満：6年、経過年数20年以上：2年</li> </ul>	添付資料 No.
消費設備 第41条第4号	<p>燃料の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、液化石油ガスの消費のための設備について次の基準に適合することを確認します。（工業用燃料を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 充填容器等を置く位置から2m以内にある火気を遮る措置を講じ、屋外に置く。</li> <li>ロ 充填容器等には湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講じる。</li> <li>ハ 充填容器は、常に40℃以下に保つ。</li> <li>ニ 充填容器等（内容積5L以下を除く）は、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じる。</li> <li>ホ 充填容器等と閉止弁との間は、高压側の耐圧性能・気密性能は2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6MPa以上で行う気密試験に合格する調整器を設ける。</li> <li>ヘ 充填容器・調整器間の配管は1.6MPa以上の圧力、調整器・閉止弁間は0.8MPa（長さ0.3m未満のものは0.2MPa）以上の圧力で行う耐圧試験に合格する配管を使用する。</li> <li>ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器を接続するときは、ホースバンドで締め付ける。</li> </ul>	添付資料 No.
配管の気密 試験 第41条第5号	<p>燃料の用に供する消費者に販売するものは、配管の気密試験のための設備を備える。</p>	添付資料 No.

保安台帳（一般高圧ガス）  
（参考様式1）

No. \_\_\_\_\_

一般高圧ガス引渡先保安台帳

担当保安責任者（販売主任者）  
\_\_\_\_\_

引渡先	名称						
	所在地						
	消費・引渡先						
直接の消費者	取扱責任者						
	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等					
		単瓶	配管			その他の消費方法又は消費の目的	
		単瓶の集合	結束瓶	移動式液瓶	固定式液瓶		
摘要							
販売業者	販売事業届出						
	販売主任者						
	ガスの区分	特殊	毒性	可燃性	可燃性・毒性		
	引渡すガスの種類						
	ガスの区分	酸素	液化石油	第一種	その他		
	引渡すガスの種類						
	容器置場	面積					
		許可・届出・その他					
		略図は別添のとおり					
	摘要						

注) この台帳は、一般高圧ガス保安規則第40条第1号等に基づき販売事業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

保安台帳(液化石油ガス)

(参考様式2)

(小売業者用)

No.		消費先保安台帳	
消費先名称			
住所			
容器※	K g × 本立	設備場所※	屋外 屋内
切替装置	自動	収納覆	有 無
	手動		有 無
	無	理由	
		場所	
配管工事者氏名		保安責任者名	
用途			
配管		または配管図	
※容器－調整器	直結		
	高压管		
※調整器－閉止弁	ゴム管		
	鋼管		
	ガス管		

※印欄は該当事項に○をつける。

(卸売業者用)

No.	販売先保安台帳	
販売先名称		所在地
販売先届出年月日		
販売先販売主任者 氏名	第 種	
販売先兼業内容		
販売先業種	卸売、小売	
容器置場略図		
面積： m <sup>2</sup>		





様式第21の2（一般則第37条の2関係）

様式第21の2（液石則第38条の2関係）

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
高圧ガス販売事業承継届書	一 般 液 石	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
承継された販売業者の名称 (事業所の名称を含む。)				
承継された事業所の所在地	〒 —			
承継後の名称 (事業所の名称を含む。)				
事務所（本社）所在地	〒 —			

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所 —
	F a x 番号			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

様式第22（一般則第41条関係）

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
販売に係る高圧ガスの種類変更届書	一 般	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称（販売所の名称を含む。）				
事務所（本社）所在地				
販売所所在地				
高圧ガスの種類の変更内容				

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			—

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第26 (一般則第44条関係)

様式第25 (液石則第44条関係)

×受付入力	年 月 日	×担当
×決裁入力	年 月 日	
×データ更新	年 月 日	

高圧ガス販売事業廃止届書	一 般 液 石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地	〒 ー		
販売所所在地	〒 ー		
販売事業廃止年月日	年 月 日		
販売事業廃止の理由			

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連 絡 先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所 ー
	F a x 番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第35 (一般則第74条関係)

様式第34 (液石則第72条関係)

×受付入力	年 月 日	×担当
×決裁入力	年 月 日	
×データ更新	年 月 日	

高圧ガス販売主任者届書	一 般 石 液 石	選 任 解 任	×整理番号	
			×受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)				
事務所 (本社) 所在地				
販売所所在地				
選 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
解 任	製造保安責任者免状又は 販売主任者免状の種類			
	販売主任者の氏名			
選任・解任 年月日				
解任の理由				

年 月 日

代表者  
職氏名

茨 城 県 知 事 殿

連 絡 先	担 当 部 課 名			
	担 当 者 職 氏 名			
	電 話 番 号		事 業 所 番 号	法 人 事 業 所
	F a x 番 号			—

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

販売主任者実務経験証明書 (一般高圧ガス)

1. 事業所名
2. 職氏名
3. 取扱いガス種
4. 実務経験の内容、場所（勤務先）及び経験期間

一般高圧ガス保安規則第72条第2項に該当する業務に従事した者であることを証明します。

年 月 日

代表者  
職氏名

販売主任者実務経験証明書 (液化石油ガス)

1. 事業所名
2. 職氏名
3. 取扱いガス種
4. 実務経験の内容、場所（勤務先）及び経験期間

液化石油ガス保安規則第70条第3項に該当する業務に従事した者であることを証明します。

年 月 日

代表者  
職氏名

手引様式第2

		×受付入力	年 月 日	×担当
		×決裁入力	年 月 日	
		×データ更新	年 月 日	
代表者等変更届書	一 般 液 石	×整理番号		
		×受理年月日	年 月 日	
名称（事業所の名称を含む。）				
事務所（本社）所在地	〒 ー			
事業所所在地	〒 ー			
変更の種類		法人名称の変更		
		法人代表者の変更		
		本社所在地の住居表示変更		
		事業所名称の変更		
		事業所代表者の変更		
		事業所所在地の住居表示変更		
変更の内容	変更前			
	変更後			
変更年月日				

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所
	F a x 番号			ー

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 委 任 状

(事業所名) (職名) (氏名)

を代理人と定め

下記の権限を委任します。

記

1. 高圧ガス保安法に基づく一切の件

年 月 日

法人代表者 氏名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第58（一般則第98条関係）

様式第57（液石則第96条関係）

×受付入力	年 月 日	×担当
×決裁入力	年 月 日	
×データ更新	年 月 日	

事故届書	一般液石	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
氏名又は名称 （事業所の名称又は 販売所の名称を含む。）			
住所又は事務所（本社）所在地	〒 —		
事業所所在地	〒 —		
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況	別紙のとおり		

年 月 日

代表者  
職氏名

茨城県知事 殿

連絡先	担当部課名			
	担当者職氏名			
	電話番号		事業所番号	法人 事業所 —
	F a x 番号			

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

(別紙様式)

# 事故発生報告書 (第 報)

[ 年 月 日 ( ) : 現在 ]

発 信 者	所 属		氏 名																					
※ 件名				※ 整理番号																				
① 事 故 の 種 類	爆発 ・ 火災 ・ 漏洩 ・ 破裂 ・ 盗難 ・ ( )																							
② 発 生 日 時	年 月 日 ( ) 時 分																							
③ 発 生 場 所	(名 称) (所在地) (連絡先) 担当 : 電話 :																							
④ 発 生 施 設	(施設名) (法適用) ・ 高圧ガス法 ・ LP法 ・ 石炭法 ・ ( )																							
⑤ 事 故 の 状 況	・ 進行中 (拡大 ・ 縮小) ・ 終息 ・ ( )																							
⑥ 被 害 の 状 況	・ 人的被害 (あり ・ なし) <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>従業員</th><th>協力会社</th><th>住民</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>死 者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr><tr><td>軽傷者</td><td></td><td></td><td></td><td>人</td></tr></tbody></table> ・ 物的被害				区 分	従業員	協力会社	住民	計	死 者				人	重傷者				人	軽傷者				人
区 分	従業員	協力会社	住民	計																				
死 者				人																				
重傷者				人																				
軽傷者				人																				
⑦ 事 故 の 概 要																								
⑧ 事 故 の 原 因																								
⑨ 応急措置の内容 (事 業 所)																								
※ 県 の 応 急 措 置																								
※ 法 令 違 反 の 有 無	なし ・ あり ( ) ・ 調査中																							
※ 今 後 の 対 応 等																								
※ 備 考																								
※ 受 信 者 (産 業 保 安 室)		※ 受 信 時 間	月 日 時 分																					

付表1

## 高圧ガス移動時の車両チェックリスト(可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素等)

No.	項目	分類		適用ガス種類			技術上の基準等	適用(除外)条件	法令根拠		例示基準
		ローリー	バラ	可燃性	特定不活性	酸素等			一般則	容器則	
1	警戒標	○	○	○	○	○	車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げること	容器の内容積250以下、内容積合計500以下は除外	49条1項1号 50条1号		一般則1項
2	容器表示	塗色	○	○	○	○	容器表面積の1/2以上で塗色			10条1項1号	
3		ガス名	○	○	○	○	高圧ガスの名称を明示すること			10条1項2号	
4		「燃」	○	○	○		「燃」表示をすること	可燃性ガスの場合			
5	所有者等	○	○	○	○	○	所有者の氏名又は名称、住所、電話番号等を明示すること	ローリーで容器所有者が車検証に記載されている所有者と同一の場合は除く		10条1項3号	
6	開閉表示及び開閉方向	○		○	○	○	バルブ又はコックには開閉方向及び開閉状態が識別できること		49条1項12号		一般則71項
7	一般複合容器の期限	○	○	○	○	○	刻印から15年以上経過したものは使用禁止		49条1項3号 50条3号		
8	容器温度	○	○	○	○	○	常に40℃以下に保つこと		49条1項4号 50条2号		一般則65項
9	高さ検知棒	○		○	○	○	損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最大高さより高い場合	49条1項6号		一般則67項
10	容器の衝撃及びバルブの損傷防止		○	○	○	○	突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと	内容積50以下のものを除く	50条5号		一般則76項
11			○	○	○	○	荷台前方に固定、ロープ等で緊縛、縦積み又は斜め積みとし、混載の液化石油ガス10kg以下の容器を除き1段階目とする				
12	危険物の混載禁止		○	○	○	○	消防法で定める危険物と混載しないこと	1200未満の圧縮天然ガス又は不活性ガスと第4類、1200未満のアセチレン又は酸素と第4類の第3石油類、第4石油類との混載は除く	50条6号		
13			○	○				塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等	50条6号		
14	バルブの向き		○	○		○	可燃性ガスの充填容器等と酸素の充填容器等のバルブは向き合わないようにする		50条7号		
15	消火設備		○		○	○	○	粉末消火器B-10以上、酸素等及び特定不活性ガスの場合はB-8が車両の左右にそれぞれ1個以上	49条1項14号		一般則73項
16			○	○	○	○	○	粉末消火器(B-10以上)が2個以上(ガス量>100m <sup>3</sup> の場合)*1)	内容積が250以下である充填容器のみで合計が500以下の場合適用除外	50条9号	一般則73項
17			○	○	○	○	○	粉末消火器(B-10以上)が1個以上(15m <sup>3</sup> <ガス量≤100m <sup>3</sup> の場合)			
18			○	○	○	○	○	粉末消火器(B-3以上)が1個以上(ガス量≤15m <sup>3</sup> の場合)			
19	応急用資材 工具等	赤旗	○	○	○	○	○		49条1項14号 50条9号	一般則73項	
20		赤色合図灯	○	○	○	○	○	懐中電灯可、車両備付け品で可			
21		メガホン	○	○	○	○	○				
22		ロープ	○	○	○	○	○	長さ15m以上のもの2本以上			
23		漏えい検知剤	○	○	○	○	○				
24		車輪止め	○	○	○	○	○	2個以上			
25		容器バルブ開閉用ハンドル		○	○	○	○	移動する容器に適したもの			ローリーで容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く
26	工具	○	○	○	○	○	容器バルブグランドスパナ又は相当品				
27	皮手袋	○	○	○	○	○					
28	移動監視者	○	○	○	○	○	製造保安責任者免状又は高圧ガス移動監視者講習修了証を携帯すること		49条1項17号 18号 50条13号		
29	事故発生時の措置	○	○	○	○	○	荷送人へ確実に連絡するための措置	圧縮ガス300m <sup>3</sup> (液化ガス3000kg)以上	49条1項19号 50条13号	一般則75項	
30		○	○	○	○	○	応援要請のための事前措置				
31		○	○	○	○	○	災害の発生又は拡大防止措置				
32	交換運転者	○	○	○	○	○	運転者を二人充てること(連続運転が4時間を超える又は1日の運転が9時間を超える場合)		49条1項20号口 50条13号		
33	注意事項を記載した書面(イエローカード)の携帯	○	○	○	○	○	移動運転中はイエローカードを携帯すること	内容積が250以下である充填容器のみで合計が500以下の場合適用除外	49条1項21号 50条14号		

\*1)No.16～18技術上の基準等で液化ガスの場合は、ガス量体積1m<sup>3</sup>を質量10kgとする。

付表2

### 高圧ガス移動時の車両チェックリスト(毒性ガス)

No.	項目	分類		技術上の基準等	適用(除外)条件	法令根拠		例示基準
		ローリー	ハラ			一般則	容器則	
1	警戒標	○	○	車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げること		49条1項1号 50条1号		一般則1項
2	容器表示	塗色	○	○	容器の表面積の1/2以上で塗色すること			10条1項1号
3		ガス名	○	○	高圧ガスの名称を明示すること			10条1項2号
4		「毒」	○	○	「毒」表示をすること			
5		所有者等	○	○	所有者の氏名又は名称、住所、電話番号等を明示すること	ローリーで容器所有者が車検証に記載されている所有者と同一の場合は除く		10条1項3号
6	開閉表示及び開閉方向	○		バルブ又はコックには開閉方向及び開閉状態が識別できること		49条1項12号		一般則71項
8	一般複合容器の期限	○	○	刻印から15年以上経過したものは使用禁止		49条1項3号 50条3号		
9	容器温度	○	○	常に40℃以下に保つこと		49条1項4号 50条2号		一般則65項
10	高さ検知棒	○		損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最大高さより高い場合	49条1項6号		一般則67項
11	容器の衝撃及びバルブの損傷防止		○	突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと	内容積5ℓ以下のものを除く	50条5号		一般則76項
12			○	荷台前方に固定、ロープ等で緊縛、縦積み又は斜め積みとし、混載の液化石油ガス10kg以下の容器を除き1段積みとする				一般則76項
13	危険物の混載		○	消防法で定める危険物と混載しないこと		50条6号		
14			○	塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等は混載しないこと				
15	容器の固定		○	充填容器等には木枠又はパッキンを施すこと		50条8号		
16	保護具	防毒マスク	○	○	毒性ガスの種類に適合した隔離式防毒マスク(全面形、高濃度用のもの)	圧縮ガスの場合を除く	49条1項15号 50条10号	一般則74項
17		保護衣	○	○	ビニール引き布製又はゴム引き布製の上衣			
18		保護手袋	○	○	ゴム製又はビニール引き布製(低温ガスの場合は革製)			
19		保護ぐつ	○	○	ゴム製長ぐつ			
20	応急用資材 工具等	赤旗	○	○		49条1項15号	一般則74項	
21		赤色合図灯	○	○	懐中電灯も可。車両備付け品で可			
22		メガホン	○	○	又は携帯用拡声器			消石灰で除害効果のある塩素、塩化水素、ホスゲン、亜硫酸ガス以外の毒性ガスの場合は携帯用拡声器をもつこと
23		ロープ	○	○	長さ15m以上のもの2本以上			
24		布類(毛布等)	○	○	散布した除害剤を一時的に保持できるもの			
25		バケツ	○	○				
26		漏洩検知剤	○	○	石けん水及び適応するガスに応じて10%アンモニア水又は5%塩酸			
27		車輪止め	○	○	2個以上			
28		消火器	○	○	粉末消火器(B-6以上) 1個以上(可燃性のものを除く)			圧縮ガス100m <sup>3</sup> (液化ガスは1000kg)以上
29			○	○	粉末消火器(B-3以上) 1個以上(可燃性のものを除く)			圧縮ガス100m <sup>3</sup> (液化ガスは1000kg)未満
30			○	○	40kg以上			液化ガス1000kg以上
31			○	○	20kg以上			液化ガス1000kg未満
32		容器バルブ開閉用ハンドル		○				ローリーで容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く
33		工具	○	○	容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ			
34		皮手袋	○	○				
35	防災キャップ		○	パッキン又はシールテープを付属すること				
36	固定式プロテクター		○	突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと		49条1項3号		
37	移動監視者	○	○	製造保安責任者免状又は高圧ガス移動監視者講習修了証を携帯すること	圧縮ガス100m <sup>3</sup> (液化ガス1000kg)以上	49条1項17号、18号 50条13号		
38	事故発生時の措置	○	○	荷送人へ確実に連絡するための措置	圧縮ガス100m <sup>3</sup> (液化ガス1000kg)以上	49条1項19号 50条13号	一般則75項	
39		○	○	応援要請のための事前措置				
40		○	○	災害の発生又は拡大防止措置				
41	交換運転者	○	○	運転者を二人充てること(連続運転が4時間を超える又は1日の運転が9時間を超える場合)		49条1項20号 50条13号		
42	注意事項を記載した書面(イエローカード)の携帯	○	○	移動運転中イエローカードを携帯すること	容器の内容積が25ℓ以下である充填容器のみで合計が50ℓ以下の場合には適用除外	49条1項21号 50条14号		

## 高圧ガス移動時の車両チェックリスト(不活性ガス)

No.	項目	分類		技術上の基準等	適用(除外)条件	法令根拠		例示基準
		ローリー	バラ			一般則	容器則	
1	警戒標	○	○	車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げること	容器の内容積250以下、内容積合計500以下は除外	49条1項1号 50条1号		一般則1項
2	容器表示	塗色	○	○	容器表面積の1/2以上で塗色		10条1項1号	
3		ガス名	○	○	高圧ガスの名称を明示すること		10条1項2号	
4		所有者等	○	○	所有者の氏名又は名称、住所、電話番号等を明示すること	ローリーで容器所有者が車検証に記載されている所有者と同一の場合は除く	10条1項3号	
5	開閉表示及び開閉方向	○		バルブ又はコックには開閉方向及び開閉状態が識別できること		49条1項12号		一般則71項
6	一般複合容器の期限	○	○	刻印から15年以上経過したものは使用禁止		49条1項3号 50条3号		
7	容器温度	○	○	常に40℃以下に保つこと		49条1項4号 50条2号		一般則65項
8	高さ検知棒	○		損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最大高さより高い場合	49条1項6号		一般則67項
9	容器の衝撃及びバルブの損傷防止		○	突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと	内容積50以下のものを除く	50条5号		一般則76項
10			○	荷台前方に固定、ロープ等で緊縛、縦積み又は斜め積みとし、混載の液化石油ガス10kg以下の容器を除き1段積みとする			一般則76項	

## 高圧ガス移動時の車両チェックリスト(液化石油ガス)

No.	項目		分類		技術上の基準等	適用(除外)条件	法令根拠		例示基準
			ローリー	バラ			液石則	容器則	
1	警戒標		○	○	車両の前方及び後方から明瞭に見える場所に掲げること	容器の内容積250以下で内容積合計500以下は除外	48条1号 49条1号		
2	容器表示	ガス名	○	○	高圧ガスの名称を明示すること			10条1項2号	
3		「燃」	○	○	「燃」表示をすること				
4		所有者等	○	○	所有者の氏名又は名称、住所、電話番号等を明示すること	ローリーで容器所有者が車検証に記載されている所有者と同一の場合は除く		10条1項3号	
5	開閉表示及び開閉方向		○		バルブ又はコックには開閉方向及び開閉状態が識別できること		48条10号		液石則51項
7	容器温度		○	○	常に40℃以下に保つこと		48条2号 49条2号		液石則45項
8	高さ検知棒		○		損傷がないこと	容器の最大高さが車両の最大高さより高い場合	48条4号		液石則47項
9	容器のバルブ保護及び損傷防止	突出バルブ		○	突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施すこと		49条3号		
10		容器の固定		○	荷台前方に固定、ロープ等で緊縛、縦積み又は斜め積みとし、10kg以下の容器を除き1段積みとする		49条4号		液石則55項
11	危険物の混載			○	消防法で定める危険物と混載しないこと	内容積1200未満の容器と第4類危険物との混載は適用除外	49条6号		
12	消火設備		○		粉末消火器(B-10以上)が車両の左右にそれぞれ1個以上		48条12号		液石則53項
13				○	粉末消火器(B-10以上)が2個以上(ガス量>1000kgの場合)	容器の内容積が250以下である充填容器のみで合計が500以下の場合には適用除外	49条5号		液石則53項
14				○	粉末消火器(B-10以上)が1個以上(150kg<ガス量≤1000kgの場合)				
15				○	粉末消火器(B-3以上)が1個以上(ガス量≤150kgの場合)				
16	赤旗	○	○						
17	ロープ	○	○	長さ15m以上のもの2本以上					
18	懐中電灯等	○	○	赤色合図等でも可、車両備付け品で可					
19	漏洩検知剤	○	○						
20	応急用資材 工具等	メガホン	○	○			48条12号		液石則53項
21		容器バルブ開閉用ハンドル		○	移動する容器に適したもの	ローリーで容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く			
22		工具	○	○	容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ				
23		車輪止め	○	○	2個以上				
24		皮手袋	○	○					
25		移動監視者	○	○	製造保安責任者免状又は高圧ガス移動監視者講習修了証を携帯すること				
26	事故発生時の措置		○	○	荷送人へ確実に連絡するための措置	質量3000kg以上	48条16号 49条8号		液石則54項
27			○	○	応援要請のための事前措置				
28			○	○	災害の発生又は拡大防止措置				
29	交換運転者	○	○	運転者を二人充てること(連続運転が4時間を超える又は1日の運転が9時間を超える場合)		48条17号 49条8号			
30	注意事項を記載した書面(イエローカード)の携帯		○	○	移動運転中イエローカードを携帯すること	容器の内容積が250以下である充填容器のみで合計が500以下の場合には適用除外	48条18号 49条9号		